

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

大成産業株式会社
青森県青森市大字浜田字玉川262－9

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 7 年 7 月 31 日～令和 7 年 10 月 30 日（3ヵ月）
東北区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

3 指名停止理由

大成産業株式会社の代表取締役及び社員が、秋田県が発注した道路補修工事及び道路・河川維持管理業務委託に関して、同県職員へ下請けとして受注できるようにした見返りに現金を渡したとして、令和7年4月26日、秋田県警察に贈賄の容疑で逮捕された。
このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第3号イ(贈賄)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件
別表第2第3号イ(贈賄)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 当該区域を対象として 3ヵ月以上9ヵ月以内 当該地域を対象として 2ヵ月以上6ヵ月以内 当該地域を対象として 1ヵ月以上3ヵ月以内